

平成19年第6回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

平成19年9月6日（木曜日）午前10時開議

議案上程（説明）

- 第 1 報告第 4号 専決処分事項の報告について
- 第 2 認定第 1号 平成18年度美郷町一般会計決算認定について
- 第 3 認定第 2号 平成18年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第 4 認定第 3号 平成18年度美郷町老人保健特別会計決算認定について
- 第 5 認定第 4号 平成18年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定について
- 第 6 認定第 5号 平成18年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について
- 第 7 認定第 6号 平成18年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 第 8 議案第53号 美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第54号 美郷町堆肥センター設置条例の一部改正について
- 第10 議案第55号 美郷町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第11 議案第56号 平成19年度美郷町一般会計補正予算第4号
- 第12 議案第57号 平成19年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号
- 第13 議案第58号 平成19年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号
- 第14 議案第59号 平成19年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号
- 第15 議案第60号 平成19年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	9番	武藤 威 君
10番	戸沢 藤一 君	11番	森元 淑雄 君
12番	熊谷 良夫 君	13番	齊藤 新一郎 君
14番	澁谷 俊二 君	15番	泉 繁夫 君
16番	吉野 久 君	17番	深沢 義一 君
18番	高橋 正治 君	19番	戸澤 勉 君
20番	飛澤 龍右工門 君	21番	高橋 猛 君
22番	伊藤 福章 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	副 町 長	佐々木 敬治 君
収 入 役	坂本 昇一 君	町 長 公 室 長	深澤 廣 君
総 務 課 長	深澤 廣 君	企 画 課 長	小原 正彦 君
税 務 課 長	藤原 茂夫 君	住 民 生 活 課 長	鈴木 四郎 君
総合サービス課長	山内 英世 君	福 祉 保 健 課 長	辻 一志 君
農 政 課 長	照井 智則 君	商 工 観 光 課 長	小林 宏和 君
建 設 課 長	鈴木 隆 君	国 体 室 長	澁谷 陽嗣 君
出 納 室 長	深澤 章一 君	農 業 委 員 会 会 長	蒔野 賢之輔 君
農 業 委 員 会 会 長	小野寺 光廣 君	教 育 委 員 長	清水 猛 君
農 事 務 局 長		学 務 課 長	高橋 薫 君
教 育 長	後松 順之助 君	幼 児 教 育 課 長	齊藤 克也 君
社 会 教 育 課 長	泉谷 隆雄 君		
代 表 監 査 委 員	久米 力 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	深澤 克太郎	庶 務 班 長	後藤 貞江
主 査	武田 浩之	兼 議 事 班 長	

開議の宣告

議長（伊藤福章君） 定刻並びに出席議員が定足数に達していますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

報告第4号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第1、報告第4号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

報告を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 報告の内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長（深澤 廣君） ご説明いたします。

事故の概要でございますが、6月7日_____手押し式草刈り機で
学校敷地の草刈りをしているときに、機械にはね上げられた小石が敷地横を走行中の車両のフロントガラスに当たり損害を与えてしまったというものでございます。相手方は_____

_____7月10日に3番に記載の内容で示談が成立してございます。
全額保険金で対応できております。以上です。

議長（伊藤福章君） 報告が終わりました。

認定第1号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第2、認定第1号 平成18年度美郷町一般会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 歳入から款ごとに説明を求めますが、説明はすべて簡潔にお願いします。

それでは、歳入1款町税について、税務課長から説明を求めます。

税務課長（藤原茂夫君） おはようございます。

歳入、町税について説明いたします。

9ページになります。

町税全体の収入済額は13億6,033万9,596円で、収納率では94.3%となっております。不納欠損額は個人町民税と固定資産税、軽自動車税の滞納繰越分で260万8,103円となっております。実人員では、所在不明者が3人、生活困窮者が49人となっております。

1款1項の町民税であります。個人現年課税分の収入が予算額より707万4,000円ほど多く収入されておりますが、これは65歳以上の非課税措置の廃止、あるいは老年者控除の廃止や公的年金控除額の引き下げ等、制度の改正によって税収が増加したものであります。

2目法人の現年課税分の収入が予算額より105万5,000円ほど少なくなっておりますが、ある程度増収を見込んでおりましたけれども、事業収益が上昇しなかったものと思われま

す。1款2項の固定資産税であります。現年課税分が予算額より2,394万9,000円ほど多く収入なっておりますが、これは雑種地や償却資産の見直しによるものであります。

10ページになります。

2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、備考欄にありますとおり県からの交付金、以下それぞれの収入となっております。

1款3項の軽自動車税です。現年課税分の収入が予算額より68万2,000円多くなっておりますが、購入実績によるものであります。

1款4項の町たばこ税です。予算額より344万4,000円ほど少なくなっておりますが、昨年7月からの値上げによる増収を見ておりましたが、年々喫煙者が減少したものと思われま

す。1款5項の特別土地保有税につきましては収入はありません。

11ページです。

1款6項の入湯税です。予算額より42万8,000円多くなっておりますが、これは実績によるものであります。

町税については以上です。

議長（伊藤福章君） 次に、歳入2款地方譲与税から歳入20款町債まで、総務課長の説明を求め

ます。総務課長（深澤 廣君） 2款地方譲与税から10款交通安全対策特別交付金までまとめてご説明

いたします。

前年度と比較して増減の大きいところですが、最初の２款１項１目の所得譲与税でございますが、6,900万円ほど増額となっております。この所得譲与税は所得税から住民税への本格的な税源移譲までの暫定措置として設けられたものでございます。

それから、14ページをお願いします。

地方交付税ですが、約１億7,600万円ほど減額となっております。国の方針は年度ごとの地方財政対策によって示されますが、昨年の７月に閣議決定された「基本方針２００６」にもありますように、国の歳出は抑制基調にあり、今後も増加は見込まれない状況にあります。この二つ以外には大きな増減はございませんでした。

15ページをお願いします。

11款以降の説明におきましては、一部款項目の読み上げを省略させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

11款１項１目の老人保護施設入所者負担金でございますが、これは養護老人ホームの入所者及び扶養義務者の負担金となります。

その下の保育料負担金ですが、未納者が17人ほどございます。

それから、備考欄の一番下、上から二つ目、温泉施設食堂及び厨房使用料と、その次の自動販売機設置料ですが、これは湯とぴあ雁の里温泉分となります。

16ページをお願いします。

備考欄の一番下ですが、雁の里健康センター使用料、それから三つ目の多目的集会施設使用料、これは湯とぴあ雁の里温泉にかかわるものでございます。それから、下から四つ目、ふれあいの里使用料とございますが、これはサテライト六郷の駐車場となります。

次のページの備考欄の二つ目、住宅使用料ですが、未納者は24人となります。

その次の道路占用料ですが、これは電柱の敷地料で、主に東北電力とNTT東日本です。

その下の幼稚園使用料ですが、未納者は3人となります。

18ページをお願いします。

備考欄の三つ目、督促手数料ですが、これは町税にかかわるものでございます。

それから、19ページの備考欄の一つ目、保険基盤安定負担金ですが、これは国保税の軽減分に対する支援となります。

次の２節障害者福祉費負担金ですが、これは身体障害者施設の入所者等に対する支援費となり

ます。

その下の3節児童措置費負担金ですが、真ん中ほどに保育所運営費負担金がございますが、これを除いて児童手当の国庫負担分となります。

その次の保健事業費負担金ですが、これは保健師による健康相談等の保健事業に対するものです。

それから、一番最後になりますが、公共土木施設災害復旧費負担金ですが、これは凍上災害にかかわる事務費でございます。

20ページをお願いします。

備考欄の一つ目、市町村合併推進体制整備費補助金でございますが、これは合併に対する支援分でございます。16年度から3カ年間交付されるものでございます。

その次の1節障害者福祉費補助金ですが、上から四つは障害者に対するホームヘルプサービスなど居宅関係の事業に対する補助金です。それから、一番最後の地域生活支援事業費補助金ですが、これは障害者に対して町が実施する支援事業に対する補助金です。

次の備考欄の一つ目、次世代育成支援対策交付金ですが、これは未就学児に対する支援事業などの補助金となります。

それから、一番最後、老人医療費適正化対策事業費補助金ですが、これはレセプト点検などに要した経費に対する補助金です。

次のページの一つ目、浄化槽設置整備事業費補助金ですが、これは72基分となります。

次の街なみ環境整備事業費補助金ですが、これは六郷地区における景観整備等に対する補助金です。

それから、その次の地方道路整備臨時交付金ですが、町道14路線分に対する補助金です。

次の特定地区公園事業費補助金ですが、千畑地区のカントリーパーク整備事業に対する補助金です。

次の地域住宅交付金事業ですが、塚住宅5棟分、それから熊野住宅下水道接続に対する補助金です。

次の小学校費の一つ目、公立学校施設整備費補助金、それから、一番最後に中学校費に同じ文言がございますが、これは内容は同じで、いずれも耐震補強工事に対する補助金です。小学校の方は六郷東根小学校と千屋小学校、中学校は千畑中学校となります。

22ページをお願いします。

上から二つ目、埋蔵文化財発掘調査事業費補助金ですが、場所は圃場整備をしております六郷西部、それから本堂城回地区が主なものでございます。

それから、次の学校給食施設整備事業費補助金ですが、南給食センターの炊飯施設整備に対する補助です。

次の農地利用調整活動事業補助金ですが、農地地図データの作成経費に対する補助となります。

次のページの真ん中ほど、1節の社会福祉費負担金でございますが、これは国保税の軽減分に対する支援分となります。

次の2節障害者福祉費負担金ですが、身体障害者施設の入所者等に対する支援費です。

それから、その下の3節児童措置費負担金ですが、真ん中に三つ目に保育所運営費負担金とございますが、これを除いてすべて児童手当の県負担分となります。

24ページをお願いします。

備考欄の一つ目、保健事業費負担金ですが、基本健康診査等の事業に対する負担金です。

それから、その下、1節の合併市町村特例交付金でございますが、これは合併に対する支援分です。平成16年から20年まで5年間交付されるものでございます。次の国民体育大会競技施設整備費補助金ですが、これは自転車ロードレース競技のレースコースに設けた保安施設などの仮設物に対する補助金です。それから、その下の国体リハーサル大会補助金ですが、これは自転車とバドミントン競技の運営費補助となります。

それから、備考欄の一番最後、1節の障害者福祉費補助金ですが、これは障害者に対する居宅生活支援関連の事業に対する補助金です。

次のページにいきまして、二つ目、3節の児童福祉費補助金ですが、これは保育料の減免など経済的支援に対する補助、及び各種子育て支援に対する補助金となります。

それから、その下の4節医療給付費補助金ですが、これは乳幼児や高齢の身障者等を対象とした補助金でございます。

それから、備考欄一つ飛んで、浄化槽設置整備事業費補助金ですが、これは先ほどと同じ72基分になります。

26ページをお願いします。

最初のあなたと地域の農業夢プラン応援事業費補助金ですが、これは担い手を対象とした農業施設や機械導入に対する補助金でございます。それから、下から二つ目、「地域で創る水田農業」支援事業費補助金ですが、これは地域の創意工夫による新しい産地づくり対策に対する補助金で

す。それから、最後の農地利用集積対策事業費補助金ですが、農地の利用集積に対する補助金で、千畑地区のアグリエース三井寺が対象となっております。

それから、次のページいきまして、備考欄二つ目、学校生活サポート事業費補助金、その次にも同じものがございまして、これは障害や言葉の支援を要する児童生徒に対する生活支援員の配置補助金となります。

その下の環境整備地域連携事業費補助金ですが、これは河川愛護事業に対する補助金です。

28ページをお願いします。

備考欄の一番最後になりますが、数量調整円滑化推進事業費市町村交付金ですが、これは米の生産調整にかかわる事務費となります。

それから、次のページの真ん中ほど、2節の埋蔵文化財発掘調査委託金ですが、これは場所は圃場整備を実施している六郷西部と本堂城回地区、それから本堂城跡となります。

30ページをお願いします。

一番最初の土地貸付収入でございますが、これは保険事業団、それから千畑地区でございます誘致企業の敷地が主なものでございます。建物貸付収入は、町内の土地改良区への貸し付けが主なものになります。

それから、そのページの一番下ですが、土地売払収入、これは仙南地区の旧後三年郵便局の敷地、それから、県道の熊道六郷線の改良に伴う町有地の払い下げが主なものでございます。

次のページの一つ目、物品売払収入ですが、これはロータリー除雪車の売り払いとなります。

その下の生産物売払収入ですが、これはアクティセンターの堆肥、それから、ラベンダー園のつみ取り料となります。

それから、32ページをお願いします。

繰入金でございますが、最初の財政調整基金繰入金ですが、これは当初予算編成時に財源の一部として充当してございます。

それから、次の特別導入事業基金繰入金ですが、事業が完了した部分の繰り入れで、国に返還するものです。

その下の百目木地区処分場基金繰入金ですが、これは処分場周辺の地下水水質検査に充てた費用です。

その下の土地開発基金繰入金ですが、昨年9月定例会で議決をいただいた地方債の繰り上げ償還に充ててございます。

18款の繰越金でございますが、これは前年度繰越金です。

19款の諸収入ですが、33ページをお願いします。失礼、34ページをお願いします。

最初の奨学資金貸付金元利収入ですが、これは未納者は8人となります。

その下の高齢者住宅整備資金貸付金元利収入ですが、これは未納者は3人です。

それから、36ページをお願いします。

備考欄の上から二つ目、1節の民生費受託事業収入ですが、これは介護保険事業として保険料などを財源に予防事業の実施や地域包括支援センターを設置しておりますが、保険者である広域市町村圏組合から実績に応じて支払われたものでございます。

37ページをお願いします。

最初、1節の給食費ですが、未納者は30人となります。

その下の過年度収入ですが、一つ目、国庫支出金過年度収入ですが、これは保険事業国庫負担金の17年度精算分が主なものでございます。それから未納がございまして、これは三つ目の高齢者住宅整備資金の貸付金となります。

雑入ですが、下から三つ目、雇用保険被保険者負担金ですが、これは臨時職員の納付分となります。その下の秋田県市町村振興協会交付金でございますが、これは宝くじの売上金を原資として市町村振興のために交付されたものでございます。

38ページをお願いします。

上から四つ目、周辺環境整備費負担金は、これはサテライト六郷の売り上げ0.5%分となります。それから、真ん中ほどに総合健診料950万円とございますが、これは健診時における自己負担分となります。

39ページをお願いします。

上から二つ目、過誤払返戻金でございますが、これは介護福祉組合からの生活支援ハウスに伴う精算金及び社会福祉協議会からの介護用品給付事業の17年度精算金が主なものでございます。その下の大仙美郷介護福祉組合給付金でございますが、これは組合の方へ職員を1名派遣していましたが、給与については組合負担という協定に基づきまして、月々の支払いは町で出しておりましたので額の確定をもって納付されたものでございます。

それから、20款の町債でございますが、最初の1項1目1節の振興基金造成事業債ですが、合併特例債は事業に要する経費のほかに一定の基金の積み立てに要する経費を認めてございます。町では積立額を16億円予定しておりまして、17年度から積み立てしてございます。

2目の農林水産業債以下の町債につきましては、それぞれの事業に適用される地方債を適用してございます。

41ページをお願いします。

以上、予算現額126億9,898万1,000円に対し、調定額は126億9,057万2,251円、うち、収入額126億14万3,618円、不納欠損額260万8,103円、収入未済額8,782万530円となります。以上で歳入の説明を終わります。

議長（伊藤福章君） これで歳入の説明を終わります。

次に、歳出の説明を求めます。

歳出1款議会費、2款総務費について、総務課長から順次説明を求めます。

総務課長（深澤 廣君） 42ページお願いいたします。

歳出をご説明いたします。

1款1項1目議会費ですが、これは議員報酬、それから職員の人件費、議会活動に要する経費が主なものでございます。

43ページ、2目の議会広報費ですが、議会報の発行に要する経費で、18年度は4回発行してございます。

2款1項1目一般管理費ですが、職員の人件費のほか、日常の業務を執行する上で必要な消耗品や郵送料、その他もろもろの経費が主なものでございます。

それから、行政区の合併の件でございますが、18年度において六郷、仙南地区において行政区の再編をお願いしておりましたが、結果として18年度中に六郷地区で42行政区から37、八つの減、仙南地区におきましては72行政区が55行政区、17の減となっております。今年度、19年度の合併予定をしているところが六郷地区で二つ、仙南地区で八つございますので、六郷地区と仙南地区で114あった行政区が最終的には82となりますので、32行政区で合併していただいたこととなります。

46ページをお願いします。

2目の行政推進費でございますが、公室関係では目標管理制度とISO審査の委託料、及び町民歌、町民憲章の掲示費が主なものでございます。

企画課長（小原正彦君） 同じく行政推進費の企画課関係でございますが、男女共同参画社会推進事業と出会いの場創出事業、二つの事業を実施してございます。なお、出会いの場創出事業につきましては、2回の交流会を計画してございましたが、参加者がなく、中止をしております。

以上です。

総務課長（深澤 廣君） 47ページ、3目の文書広報費でございますが、町の広報やお知らせ版の発行に要する経費が主なものでございます。

48ページをお願いします。

5目の財産管理費でございますが、これは職員の人件費、3庁舎の維持管理費、土地購入費の償還金などが主なものでございます。

企画課長（小原正彦君） 続いて6目の企画費でございます。企画課関係では、山形新幹線、生活バス路線、飯詰駅管理等々の交通対策事業費、それから、大田区等々4区市との交流を実施しております地域国際交流事業、それから、4ふるさと会の運営と補助のふるさと会事業、レンタサイクルスタンプラリー、自転車の貸し出し事業などの自転車で繋ぐまちづくり事業、それから、大田フェスタなどの物販に関する美郷の味販売促進事業、それから、昨年度から実施しております空き家、空き地、空き店舗などの不動産情報のホームページへ掲載をし、定住を図る事業として定住情報事業等々を実施してございます。

議長（伊藤福章君） 出納室長。

出納室長（深澤章一君） 47ページに戻っていただきたいと思います。

4目の会計管理費なんですけれども、主に工事や人件費など予算どおりの執行でございます。

以上です。

議長（伊藤福章君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林宏和君） 51ページとなります。

街なみ環境整備といたしまして、六郷地区の回遊ルート整備工事費と、それから、周辺整備事業者への補助金を支出してございます。以上です。

企画課長（小原正彦君） 7目の電子計算費でございます。ここでは電算システムの維持管理と、それから情報システムの強化費としまして、昨年はパソコン67台の更新を行っております。それにホームページの管理費を実施してございます。

住民生活課長（鈴木四郎君） 続きまして、8目の交通安全対策費でございます。こちらにつきましては、町内の交通安全対策のための費用の計上になってございます。主なものにつきましては、交通安全広報の団員の報酬、それから工事につきましては交通安全施設の整備等の経費になってございます。

それから、16節の原材料等につきましては、経費の節減を図る関係上、原材料としてカーブミ

ラー等の現物を購入しまして建設課の職員に協力を願ひまして設置しておるところもございます。

それから、9目の防犯対策費でございます。こちらにつきましても防犯対策に要する指導隊員等の費用弁償等が主な経費になってございます。

それから、54ページになりますけれども、11節の需用費でございます。こちらにつきましては、防犯のより拡大を図るために、子供・女性110番の看板を従来の設置箇所をもとより、空白地帯におきましてさらなる設置を進めておりますその看板等につきましても経費が主なものでございます。以上でございます。

商工観光課長（小林宏和君） 続きまして、10目諸費でございます。サテライト六郷場外車券場の交通防犯等安全対策に要する経費が主なものでございます。以上です。

国体室長（澁谷陽嗣君） 続いて、国体関連でございますが、11目は職員の人件費のほか、事業費としては次のページになりますが、9節以降11節、14節と合わせて昨年開催されました第61回兵庫国体の競技別の視察を実施した経費です。

また、15節は自転車競技場敷地及び隣接する土地に選手村と駐車場を設けるスペースを整備したものです。

19節はリハーサル大会に係る経費として、美郷町実行委員会に交付した補助金です。以上です。

税務課長（藤原茂夫君） 2項1目の税務総務費であります。ここは職員の人件費のほかは、消耗品と事務的経費であります。

次のページになります。

2項2目の賦課徴収費であります。賦課徴収業務に関連しました経費で、電算処理委託関係や電算機の借り上げのほか、納税貯蓄組合に対する経費が主なものであります。

住民生活課長（鈴木四郎君） 続きまして、57ページになります。

3項1目でございます。こちらにつきましては戸籍及び住民基本台帳に関する費用になってございます。主なものにつきましては、それら機器の補修料、それから借上料等になってございます。以上でございます。

総務課長（深澤 廣君） 58ページをお願いします。

4項1目の選挙管理委員会費でございますが、これは委員の報酬及び費用弁償が主なものとなります。

2目の選挙啓発費ですが、これは明るい選挙推進協議会委員に対する各種事業への参加報償です。

それから、3目以下、4目、5目はそれぞれの選挙執行に要した経費となります。以上です。
企画課長（小原正彦君） 60ページをお願いします。

5項統計調査費でございますが、こちらは工業統計ほか4統計の統計調査の経費でございます。
総務課長（深澤 廣君） 6項1目の監査委員費でございますが、これは委員の報酬及び費用弁償が主なものでございます。

議長（伊藤福章君） 次に、3款民生費について、福祉保健課長から順次説明を求めます。

福祉保健課長（辻 一志君） それでは、61ページの方をお願いいたします。

3款1項1目の社会福祉総務費でございますけれども、任期途中で退任された民生委員の方が1名おりましたので、その補充のための民生委員推薦会の委員報酬、及び職員人件費、献血事業の際の献血者への記念品、そのほか地域における福祉団体に対する補助金を支出しております。

また、23節、62ページですけれども、償還金利子及び割引料でございますけれども、身体障害者関係の国や県の17年度負担金の精算に伴い支出したものでございます。ほぼ予算どおりの執行になっております。

次に、2目の障害者福祉費でございますけれども、決算に関する説明書では42ページからなりますが、昨年障害者自立支援法が施行されたことによりまして、障害程度区分の認定審査など支給決定に関する業務、それから、自立支援給付費の支給、それから、相談支援事業や日中一時支援事業、日常生活用具の給付事業などを行っております。

制度の本格施行が年度当初だったために、18年度決算では特に20節の扶助費の方で新規の事業名が混在しておりますけれども、自立支援法施行前のサービス名では身体・知的等の障害種別ごとのサービス区分になっておりましたけれども、新サービスでは障害種別が一本化されて介護給付訓練等給付費というような場合になっております。

障害者施設における新体系への移行が5年以内という経過措置がありますので、認定審査関係につきましても各事業者の意向に合わせて進めておりまして、1節の認定審査委員会の報酬、9節の県外旅費、それから、12節主治医の意見書等に不用額が生じております。

なお、昨年度中に新体系に移行した入所施設はございませんで、通所施設では新体系移行時と同時に10月からサンワーク六郷が新体系に移行しております。

続きまして、3目の高齢者福祉費の方でお願いいたします。64ページであります。

こちらの方では職員人件費のほか、敬老会や健康を祝う会の開催、それから長寿祝い金の支給、生きがいづくりとしてのシルバー人材センター、それから老人クラブ活動への助成事業、また、

地域での自立を支援する配食のサービス、軽度生活援助事業、それから在宅で介護を受けている方への介護用品の給付、在宅介護者への手当の支援、それから特別養護老人ホームの建設費の償還金、また、広域に対する介護保険の負担金、はり・きゅう・マッサージ施術券の交付、温泉無料入浴券の交付など、健康増進の事業などが主な事業になっております。なお、事業ごとの利用者数などにつきましては、説明書の方の48ページ以降68ページまでをごらんいただきたいと思います。

18年度は介護保険制度の見直しが行われまして、それまで介護予防地域支え事業として国庫補助金の対象になっていた事業の一部が地域支援事業として第1号被保険者の保険料と公費を財源とする保険者事業になっております。先ほど歳入で説明がありました介護保険事業所からの委託金がまさにそれでございます。

検診により特定高齢者を把握して、予防に重点を置いた事業を実施することになっておりますが、美郷町では把握された特定高齢者が65歳以上の全体7,000名ほどおりますけれども、そのうちの37名しか把握されておられません。広域全体でも65歳以上の高齢者の0.5%台という数字にとどまっております、国が予定した5%からかなりかけ離れているということで、特定高齢者を対象とした事業に不用額が生じてございます。なお、全国的にもこのような結果になったことから、国では19年度から特定高齢者の把握方法を見直ししております。

それから、4目の方お願いいたします。医療給付費でございますけれども、職員人件費のほか、福祉医療関係の事務費や医療費、それから老人保健関係の事務費、また老人保健、国民健康保険への特別会計の繰出金支出が主なものでございます。

続きまして、児童福祉費でございます。

3款2項1目児童福祉総務費でございますけれども、要保護児童対策地域協議会の委員報酬のほか、児童館事業の経費を支出しております。なお、昨年児童虐待の関係で我々が関与した事件、児童虐待関係では3件ほどございました。

それから、2目児童手当でございますけれども、18年度から小学校終了前までの児童に手当の対象範囲が拡大されておりますために、前年度に比べまして決算額からの比較で26.6%増という数字になっております。

それから、3目でございますが、ひとり親家庭に対する支援で、小中学校の卒業生49人に対して記念品を差し上げております。詳細については説明書の方の72ページの方にございます。

次に、4目の児童福祉施設費でございますけれども、この中にもとだて児童館関係の電気、水

道などの使用、それから消防設備などの法定点検等の施設管理費の経費が105万円ほど支出されて
ございます。以上です。

幼児教育課長（齊藤克也君） 4目のうち、幼児教育課関係についてご説明いたします。

これは町内三つの保育園におきまして保護者の就労などによりまして保育に欠ける乳幼児に対
しまして保育を実施いたしました際の運営費でございます。

主な経費といたしましては、2節から70ページに入りまして7節にかけましての職員の人件費、
臨時職員の賃金、あるいは11節需用費の給食と保育にかかります材料費や光熱水費、それから13
節の調理業務の給食協会への委託料ですとか、他市への広域で入所している児童の保育委託料で
ございます。本経費の支出によりまして、町内において1人の待機児童も出すことなく、日中保
育が必要なすべての児童につきまして安定的で質の高い保育を実施することができました。

続きまして、72ページでございます。

5目の子育て支援費につきましては、未就園児に対します子育て広場の開催等や、放課後児童
クラブの運営、乳児養育支援金の支給などの各種子育て支援のための事業を行った経費でござい
ます。

説明書によりますと、75ページから84ページに該当する部分でございますが、主な経費といた
しましては、2節から7節にかけましての人件費、賃金、それから11節需用費の放課後児童クラ
ブのおやつ代と子育て広場事業での保育材料費、73ページに入りまして、20節扶助費で乳児養育
支援金としましてすべての1歳未満の乳児を対象に毎月1万円を計279人に支給した経費でござい
ます。保育所や幼稚園に入園していない在宅の乳幼児に対しましても町としまして子育てに関し
まして必要な支援を図ることができましたし、また、仕事などにおきまして保護者が日中不在と
なる家庭の小学校低学年児童に対しまして健全育成のために適切な遊びの場や生活の場を確保す
ることがこれによって可能となりました。以上です。

住民生活課長（鈴木四郎君） 3項1目でございます。こちらにつきましては、国民年金事務に
関します経費でございます。

それから、74ページをお願いいたします。

4項1目の災害対策費でございます。こちらにつきましては、千畑地区の黒沢におきまして住
宅及び作業小屋の火災がございました。これら罹災者に対する規定に基づく支出になってござい
ます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 次に、4款衛生費について、福祉保健課長から順次説明を求めます。

福祉保健課長（辻 一志君） それでは、そのまま74ページになりますけれども、4款1項1目保健衛生総務費でございますが、主な支出といたしましては、職員人件費のほか、保健センターの管理費、それから健康づくり、それから生活習慣改善事業や食育事業、あと自殺予防のためのこころの健康づくり事業に要する経費を支出してございます。そのほか、広域市町村圏組合に対する負担金、あるいは健康づくり団体への補助金などがございます。ほぼ予算どおりの執行となっております。

続きまして、76ページ、予防費でございます。こちらの方は老人保健法や母子保健法、予防接種法などに基づきまして総合健診や乳幼児健診、あるいは妊婦健診、予防接種などを行っております。先ほど高齢者福祉費のところでもご説明いたしましたけれども、18年度から介護保険法の改正によりまして、65歳以上の高齢者の方には基本健診の際に特定高齢者を把握するための基本チェックリストを提出していただきまして医師の問診を受けてもらっております。

また、11節と13節に不用額がございますけれども、17年度に日本脳炎のワクチン摂取が一時差し止めになりましたけれども、18年度中に摂取が再開される予定でございましたが、再開されなかったことからその分が不用となっております。以上でございます。

住民生活課長（鈴木四郎君） 続きまして、77ページになります。

3目の環境衛生費でございます。こちらにつきましては、環境関係の経費になってございます。1節につきましてはモーター類似旅館等の規制に関する報酬でございます。それからあと、最終処分場関係の周辺の水質調査委託料が主になってございます。それから、町内の河川の水質調査費用等になってございます。それから、犬の登録及び狂犬病の注射に要する経費、78ページにまいりまして、19節の広域市町村圏組合に負担します斎場等の負担金、それから斎場使用料の負担金等の経費になってございます。

続きまして、2項の清掃費でございます。こちらにつきましては、主なものは19節の負担金が主なものでございます。ごみの集積所に対する設置に対する補助金、それから生ごみ処理機の設置費に対する助成、それから、大きなものとしたしましては環境事業組合への負担金の経費になってございます。以上でございます。

建設課長（鈴木 隆君） 79ページでございます。

3項1目でございますが、これは簡易水道特別会計への繰り出し金でございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 次に、5款労働費について、商工観光課長から説明を求めます。

商工観光課長（小林宏和君） 1目の労働諸費でございます。出稼ぎ労働者は181名となっておりますが、健診の経費、それから安全就労に要した経費となっております。以上でございます。議長（伊藤福章君） 次に、6款農林水産業費について、農業委員会事務局長から順次説明を求めます。

農業委員会事務局長（小野寺光廣君） 80ページでございます。

6款1項1目農業委員会費ですが、農業委員会の所掌事務である農地法、農業経営基盤強化促進法、農業者年金基金法、その他法令による事務事項の処理に要した経費、並びに18年度で実施した事業であります標準小作料改定事業及び農地地図データ整備導入事業に要した経費でございます。以上でございます。

農政課長（照井智則君） 次に81ページをお願いいたします。

2目でございます。これは農政課職員の人件費が主なものでございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

3目でございます。美郷町の農業振興に要する経費で、水田農業の確立、ブランド品目の作付拡大、品目横断的経営安定対策への対策、担い手の確保・育成、地産地消の推進が主なものでございます。

11節、12節、13節、14節は町で建設いたしました直売施設4施設とふれあいセンター、六郷交流センター、仏沢交流施設の合計7施設の管理に要する経費が主なものでございます。

15節建設工事は17年度からの繰越金で、仙南種苗センターの屋根フィルム張りかえ工事に要した経費でございます。

それから、19節は米の生産調整に関する施策の補助金、集落営農組織等への設立助成金、夢プラン応援事業費などが主なものでございます。

続きまして、84ページをお願いいたします。

4目でございます。畜産の振興に要する経費で、防疫の予防対策、尿処理施設の維持、優良和牛品種の導入が主なものでございます。

11節、12節、13節及び16節は、アクティセンターの維持管理に要した経費が主なものでございます。

19節は、2カ年継続事業で建設中の堆肥処理施設に対する負担金及び畜産団体への助成、粗飼料確保に要する機械導入が主なものでございます。

なお、23節は特別導入事業の国費分の基金を国に返還するための返還金となっております。

次に、86ページをお願いいたします。

5目農村整備に要する経費で、土地改良施設の保全、大区画圃場整備の推進、水路等基盤整備が主なものでございます。

7節の賃金、11節、13節、14節につきましては、土地改良施設及びあったか山、グリーンパーク、農村公園の管理経費が主なものでございます。

19節は、大区画圃場整備実施4地区の事業負担金、それから土地改良事業の償還金、それから水路等基盤整備への負担金、土地改良団体への助成などが主なものでございます。

28節は、農業集落排水特別会計への繰出金等が主なものでございます。以上です。

税務課長（藤原茂夫君） 88ページになりますが、1項6目の国土調査費であります。ここでは人件費のほか、事業としまして仙南金沢地区と金沢西根地区96ヘクタールを調査実施しております。以上です。

農政課長（照井智則君） 89ページをお願いいたします。

2項1目でございますけれども、林業の振興に要する経費で、森林の多面的機能の維持増進、地域林業の育成、松くい虫防除対策が主なものでございます。

13節は、松くい虫防除及び被害木の倒伐薫蒸の委託が主なものでございます。

19節は、森林団体への助成及び森林の多面的機能の維持増進活動への助成が主なものとなっております。以上です。

議長（伊藤福章君） 次に、7款商工費について、商工観光課長から説明を求めます。

商工観光課長（小林宏和君） 90ページをお願いします。

7款1項1目でございますが、これは職員人件費のほか、広域や県で集約する協議会への19節負担金が主なものでございます。

91ページをお願いします。

2目でございます。商工団体への19節の補助金と、それから、中小企業の円滑な経営活動を確保するための21節の振興資金預託が主たるものでございます。

92ページをお願いします。

3目でございます。これは職員人件費のほか、大台野広場、雁の里山本公園、それから観光施設の維持管理と、それから、観光協会等観光団体、それからイベント開催に要する経費を支出してございます。なお、観光客入れ込み数は128万9,000人と推計してございます。

94ページをお願いします。

4目温泉施設費でございます。これにつきましては、町内3温泉施設の維持管理費を支出したものでございますが、千畑温泉につきましてはプール関連の設備、それから、六郷温泉につきましては浄化槽関連、仙南につきましては機械設備、浴室設備の修繕及び設備工事を行ってございます。3施設合計で38万8,000人の利用がございました。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 次に、8款土木費について、建設課長から順次説明を求めます。

建設課長（鈴木 隆君） 8款1項1目、95ページから96ページにかけてでございます。

主なものといたしましては、職員の人件費、そのほか14節の涵養池の管理に要した経費でございます。

2項1目でございます。主なものといたしましては、13節の道路台帳作成業務委託料と、19節の各種協議会の負担金でございます。

2目、97から98ページでございます。

これは除雪及び道路の維持に要した経費でございます。

7節の除雪運転手の賃金、13節の業者委託分、路面表示、パッチングなどの15節の維持工事が主なものでございます。なお、不用額につきましては、降雪量が少なかったため除雪出動回数が19回と例年の半分以下であったことによるものでございます。

3目、99から100ページにかけてでございますが、これにつきましては、15節の53路線の道路改良舗装工事の工事費及び工事実施に伴います13節の測量設計、登記委託料、17節の土地購入費、22節の物件水道管移設補償であります。

19節につきましては、寺田橋の県とのアロケーションによるかけかえ工事の負担金でございますが、請負差額分が不用額となっております。

4目でございます。本目につきましては、15節の善知鳥橋の高欄取りかえ工事の経費でございます。

3項1目でございます。これは19節の河川愛護団体9団体への補助が主なものでございます。企画課長（小原正彦君） 続きまして、101ページ、4項1目都市計画総務費でございます。こちらは土地計画審議会等々の経費でございますが、昨年は計画見直し等々がないために、審議会の開催がございませんでした。以上です。

商工観光課長（小林宏和君） 同じく2目でございます。千畑カントリーパーク整備事業によりまして、パーク・マレットゴルフ場、それから、トイレの整備を行ってございます。

それから、町内各種公園の維持管理に要した経費が主なものでございます。以上です。

企画課長（小原正彦君） 102ページでございます。

5項1目でございます。本目は19節の合併浄化槽72基分と、水質検査への補助、28節の下水道特別会計への繰出金が主なものでございます。

102、103ページでございます。

6項1目でございます。本目につきましては、町営住宅の維持管理のための修繕費、水質検査、水道施設の管理委託に要した経費でございます。

また、15節の工事費につきましては、熊野住宅の下水道切りかえ工事と、後三年住宅の駐車工事でございます。

103から104ページでございます。

2目でございます。本目につきましては、15節の塚 地区町営住宅5棟建築の工事費と、集落排水への接続工事、及び13節は建設に伴う設計監理、測量業務委託料が主なものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これにて10分間休憩します。

（午前10時56分）

議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午前11時06分）

議長（伊藤福章君） 9款消防費について、住民生活課長から説明を求めます。

住民生活課長（鈴木四郎君） ご説明申し上げます。

104ページになります。

初めに、1目の常備消防費でございます。こちらにつきましては、広域消防の方の負担金が主なものでございます。それから、一番上の負担金でございますけれども、こちらにつきましては東分署、南分署の両地の記載の負担金になってございます。

それから、2目の非常備消防費でございます。こちらにつきましては、主なものは団員の報酬、それから、報酬の中には防災会議の委員の方々の報酬、それから、消防団の訓練等の経費になってございます。

それから、105ページの消防施設費でございます。こちらにつきましては、8節の報償費、消防

施設の維持管理報償費が大きなものでございます。

それから、106ページになります。

こちらにつきましては、消防施設の修理維持に伴う経費が主なものでございます。

それから、15節の工事費でございます。こちらにつきましては災害時に備えるためのアマチュア無線機の設置費でございます。

それから、16節の原材料費でございます。こちらにつきましては六郷地区の防火水道管の緊急用の原材料としまして、つなぎ手等の購入を行っておるところでございます。

それから、次の水防費でございます。こちらにつきましては水防訓練等に要する経費になってございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 次に、10款教育費について、学務課長から順次説明を求めます。

学務課長（高橋 薫君） 107ページでございます。

10款1項1目ですが、これは教育委員会の会議運営に要する経費で、委員報酬、費用弁償等が主なものでございます。

2目の事務局費ですが、主なものといたしまして、次のページですが、2節、3節、4節の職員の人件費、教育委員会事務局通常事務の運営経費と、子供見守り隊ボランティア等の不審者対策に要する経費を支出してございます。

3目教育助成費ですが、個別支援を要する子供への生活支援員の配置、複式事業サポート講師等の配置を7節から支出、11節、12節、13節より、スクールバスの運行経費、また、経済的に支援を要する要保護・準要保護児童生徒に要する経費を次のページの20節より、また奨学資金の貸付金を21節より支出してございます。

次に、4目の外国青年招致事業費ですが、これは中学校に配置している英語指導助手に要する経費で、人件費が主なものでございます。

次に、2項1目の学校管理費ですが、これは各小学校の運営管理の経費と教育環境整備に要した経費でございます。環境整備といたしまして、次のページ、112ページですが、13節の設計監理費、15節の工事請負費で、六郷小学校暖房設備改修工事、六郷東根小学校、仙南東小学校の給水設備改修工事、仙南西小学校の校舍窓改修、屋根塗装工事等を行ってございます。また、18年度へ繰り越した事業で、六郷東根小学校、千屋小学校の耐震補強工事も実施してございます。

次に、2目教育振興費ですが、総合学習や学校行事に関する経費と情報支援に要する経費を支出したものでございます。主なものといたしまして、総合学習時の指導者講師への謝礼、消耗品、

パソコン機器の借り上げ等が主なものでございます。

次に、3項1目学校管理費ですが、これも各中学校に要した経費で、小学校と同様に施設整備の充実と学校運営を円滑に行うための経費でございます。環境整備といたしまして、115ページの15節工事請負費でございます。六郷中学校体育館の解体、仙南中学校のFF暖房改修、それから、18年度へ繰り越した事業で千畑中学校の耐震補強工事を実施してございます。これによりまして町内すべての小中学校の耐震診断及び耐震補強工事を完了してございます。

次に、2目の中学校に関する教育振興費でございます。小学校と同様に総合学習、学校行事に要した経費を支出してございます。主なものといたしましては、11節の総合学習、学校行事に要する消耗品、次のページですが、14節のパソコン機器の借り上げ等が主なものでございます。

幼児教育課長（齊藤克也君） 続きまして、116ページに入りまして、4項幼稚園費についてでございますが、これは町内三つの幼稚園の管理運営に要した経費でございます。主な経費といたしましては、人件費、賃金、それから、117ページに入りまして、11節の給食材料費、調理業務、通園バスの運転委託料等でございます。本経費の支出によりまして、入所児童に対しまして保育の実施と合わせまして、同時に人間形成の基礎を培うための幼児教育の提供を実施できた次第でございます。以上でございます。

社会教育課長（泉谷隆雄君） 続きまして、5項1目社会教育総務費でございます。こちらは社会教育関係の委員、奨励員、指導員、職員にかかわる経費のほか、家庭教育、青少年・成人・高齢者教育事業に要した経費となっております。また、自衛隊音楽コンサートなど芸術文化活動事業、成人式、団体補助等に要した経費も含まれてございます。

120ページ、2目の図書館費でございますが、こちらは町内の図書館、図書室の管理運営、事業実施に要した経費となっております。主な事業といたしましては、新規図書の購入、ブックスタート事業、読書感想文集の発行、学友館では特別展示事業を3回実施してございます。

次に、3目の文化財保護費でございますが、こちらは町内の文化財の保護管理、発掘調査に要した経費でございます。圃場整備に伴う発掘調査の内容につきましては、報告書を作成し公開してございます。

122ページ、4目社会教育施設費でございますが、こちらは3地区の公民館、交流センター、学友館、東嶽邸、郷土資料館の施設運営管理に要した経費でございます。暖冬並びにウイークエンド契約によりまして、管理経費に不用額が若干多めに出てございます。

124ページ、6項1目保健体育総務費でございますが、こちらはニュースポーツ、弓道、水泳、

スキー教室の開催経費、教育委員会主催の町民スポーツ大会並びに町民体育大会の経費のほか、体育指導員の活動経費やスポーツ少年団、体育協会の育成補助に要した経費が主なものでございます。

19節の不用額でございますが、スポーツ振興団に対する補助金が500万円近く少なくて済んだためでございます。これは事業団の宿泊収入が伸びたこと、指定管理の受託経費が安く済んだこと、さらには経費の節減に努めたことなどによるものでございます。

予備費85万8,000円は、スポーツ少年団に対する派遣費でございます。

125ページから126ページでございますが、2目の保健体育施設費でございます。こちらは町内体育施設、体育館、野球場、プール、テニスコート、武道館の管理運営経費に要した経費でございます。工事の内容は、プールパーク仙南のろ過設備の改修、六郷野球場の塗装工事、仙南体育館の外壁工事のほか、予備費でトレーニングセンターの電圧切りかえ工事を実施してございます。

11節と13節の不用額でございますが、いずれもリリオスの関係で、暖冬とウイークエンド契約による電気料、保守点検料がマイナスとできたということでございます。以上です。

学務課長（高橋 薫君） 127ページ、3目の学校給食費ですが、これは各学校給食センターの運営と管理に要した経費でございます。主なものといたしまして、11節の給食の材料費、13節の調理経費として給食の業務委託をしてございます。その経費でございます。

また、六郷学校給食センターの老朽化対策といたしまして、学校給食の効率化、そして効率化の運営を図るために、平成19年度より給食形態を二つのセンターで対応するための経費を主に次のページの15節、18節より支出してございます。

議長（伊藤福章君） 次に、11款災害復旧費について、農政課長から順次説明を求めます。

農政課長（照井智則君） 129ページをお願いいたします。

11款1項1目でございますけれども、18年度は該当する農業災害はなく、全額不用額としてございます。以上です。

建設課長（鈴木 隆君） 130ページをお願いいたします。

2項1目公共土木災害復旧費でございますが、これは道路凍上災害舗装工事5路線実施に伴います測量調査業務委託料が主なものでございます。

15節の工事につきましては、需用費、使用料も含め、19年度へ繰り越しております。不用額は主に請負差額でございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 次に、12款公債費から14款予備費まで、総務課長から説明を求めます。

総務課長（深澤 廣君） 130ページ、12款公債費ですが、これは償還金の元金及び利子となります。

2目の利子のうち、繰替運用利子は歳計現金が不足したため、基金を一時的に借り入れておりますので、その分の利子となります。

13款諸支出金は基金の積立金となります。内訳ですが、財政調整基金として5億3,268万5,000円、振興基金として4億円、減債基金として200万円となります。

14款予備費は、予算外の支出及び予算超過分の支出に充ててございます。

以上、予算現額126億9,898万1,000円に対し、支出済額は119億1,325万9,253円、繰越明許費は1億2,685万4,000円、不用額は6億5,886万7,747円となっております。

以上で歳出の説明を終わります。

次のページをお願いいたします。

133ページですが、18年度の実質収支でございますが、歳入総額は126億14万3,000円、歳出総額は119億1,325万9,000円、歳入歳出差引額は6億8,688万4,000円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源は1,852万9,000円ですので、実質収支額は6億6,835万5,000円となっております。この金額は本定例会でご審議いただく議案第56号 一般会計補正予算に前年度繰越金として計上してございます。以上です。

議長（伊藤福章君） これで一般会計歳入歳出決算の説明が終わりました。

認定第2号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第3、認定第2号 平成18年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（辻 一志君） それでは、国民健康保険特別会計につきましてご説明いたします。

18年度の国保特別会計におきましては、被保険者数が前年度に比較して200名ほど減っております。また、17年度まで上昇傾向にあった医療給付費でございますけれども、この被保険者数の減、あるいは医療制度改革によりまして診療報酬や薬価基準などが引き下げられたことを反映して、給付費が減少しております。また、医療制度改革によりまして、18年10月から70歳以上の高齢者

のうち現役並みの所得がある方については負担割合が2割から3割に引き上げとなっております。それから、高額療養費の自己負担限度額の引き上げも行われております。また、出産一時金の引き上げ、それから葬祭費が引き下げ、あと国保財政安定化のために1件30万円以上の医療費を対象にした市町村国保の拠出による保険財政共同安定化事業というものが新設されております。

それでは、決算についてご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。

139ページの事項別明細書の方をごらんいただきたいと思います。

1款の国民健康保険税でございますけれども、こちらにつきましては一般被保険者分の決算額が前年度に対しまして3.1%の増となっております。現年度の医療分では2.3%増、介護分では税率を見直しておりましたので11.7%の増となっております。また、退職の被保険者分につきましては、被保険者数の増加もありまして全体では14.1%の増となっております。

不納欠損でございますけれども、対象者は24名となっております。

税務徴収率ですが、一般被保険者の現年課税分は医療で95.5%となっておりますけれども、滞納繰越分が21.7%となっているために、1目全体では87.5%でございます。

なお、退職被保険者分は2目全体で98.5%の徴収率となっております。

続きまして、140ページ、2款でございますけれども、使用料及び手数料につきましては、税の督促にかかわる手数料でございます。

それから、3款国庫支出金でございますけれども、17年度に比べまして6.6%ほど減になっておりますが、これは国の三位一体改革によりまして県へ財源が移譲されております。そのため、給付費の国庫負担割合が36%から34%、2%引き下げになっていることが主な理由でございます。

それから、4款の療養給付費と交付金でございますけれども、こちらにつきましては退職者医療分で退職者の実医療費の実績に伴うものでございます。これも17年度に対しまして10.3%の増となっております。

142ページお願いいたします。

5款の県の支出金でございます。こちらにつきましては前年度に対して25.3%の増となっております。これは国のところでも申し上げましたが、三位一体改革によりまして国からの財源移譲がでございます。県の調整交付金が給付費の5%からちょうど2%引き上げられまして7%になったことによります。

それから、143ページ、6款の共同事業交付金でございます。こちらの方は17年度に対しまして

133%、大幅な増になっております。これは先ほど申し上げましたとおり30万円以上の医療費を共同の拠出金で賄う保険財政安定化支援事業制度が18年10月に創設されたことによりまして、この項目が新設されております。これは過去3カ年の高額医療費の実績と前々年度の被保険者数に応じて各保険者が拠出し、実績に応じて交付を受けるものでございます。

次に、7款基金利子でございますけれども、こちらの方は前年度とほぼ同額になっております。144ページお願いいたします。

8款の繰入金でございます。こちらは一般会計からの繰入金でございます。

1節の保険税軽減分は、これも17年度三位一体改革によりまして国から県に移譲されております。一般会計には対象経費、いわゆる税の軽減分の4分の3が収入されておりますけれども、それに町の負担分4分の1を加えて繰り出されたものでございます。

また、2節の保険者支援分は、国が2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合になっております。

3節出産育児一時金は、対象給付費の3分の2が一般会計からの繰出額によります。

また、4節財政安定化支援事業でございますけれども、これは保険者ごとの被保険者の負担能力あるいは年齢構成の差による負担を平準化するために設けられたものでございまして、見直しが見直しが予定されておりましたけれども、18年度も継続して制度化されているものでございます。地方財政措置ということで一応交付税算入という形をとっております。

それから、9款の繰越金でございます。これは前年度からの繰越金になります。

それから、10款諸収入ですけれども、こちらは税の延滞金、それから国保会計の預金利子になっております。

あと、雑入ですが、1目の一般被保険者第三者納付金、これは18件になっております。

それから、2目の退職被保険者の第三者納付金でございますけれども、こちらは4件、また、3目、4目につきましては被保険者返納金ということで、療養給付費の返納金になっております。これによりまして、歳入決算額は24億7,630万3,765円でございます。

引き続き、歳出についてご説明いたします。

148ページお願いいたします。

1款総務費でございますが、1項、2項につきましては被保険者証の印刷や郵送、それから電算システムなど国保特別会計を運営する管理費、また、国保連合会の負担金及び税の徴収費用になっております。

それから、3項につきましては、国保運営協議会の運営費でございます。

2款保険給付費でございますけれども、前年度に対しまして3.9%の減になっております。内訳で見ますと、1項の療養諸費のうち、一般被保険者療養給付費が3.4%の減、また、2項の高額療養費は12.2%の減になっております。いずれも実績によるものではございますけれども、18年度については1人当たりの医療費も3.3%の減になっておりますので、先ほど申し上げましたとおり診療報酬の引き下げの影響があるものと考えております。

次に、152ページ、3款老人保健拠出金でございますけれども、老人保健拠出金の方につきましては、制度改正によって段階的に老人保健の対象者の年齢が引き上げられてきたことから医療費が抑制されておりました、前年度と比較いたしまして10.5%の減になっております。

それから、4款介護納付金でございますが、2号被保険者の介護保険における負担割合が18年度から32%から31%に下がったことによりまして、前年度に比べ2.1%の減になっております。

続きまして、5款の共同事業拠出金でございますが、1項の高額医療費拠出金ですけれども、18年度高額医療費共同事業の対象額が70万円から80万円に引き上げたことなどによりまして、30.2%の減となっております。

また、2項はその他共同事業拠出金でございますけれども、保険財政共同安定化事業の創設分でございます。

それから、6款保健事業費でございますが、1項の保健衛生普及費は医療費通信の作成委託料、それから、2項の疾病予防費では8節報償費が無傷病世帯の表彰にかかわる経費でございます。60世帯の表彰を行っております。

それから、13節委託料でございますけれども、こちらにつきましては人間ドックの助成でございます。92人の方に助成をしております。

それから、7款でございますが、基金積立金でございます。予備費から6万1,000円を充用いたしまして、歳入の基金利子に見合う7万1,000円を積み立てております。18年度末の基金残高でございますけれども、1億6,397万9,000円となっております。

それから、155ページ、9款の諸支出金でございますが、1目は一般被保険者の資格喪失などにかかわる保険税の還付金でございます。

それから、156ページ、3目償還金ですけれども、これは17年度に交付された療養給付費等の負担金の払い戻し精算による支出でございます。

以上によりまして、歳出決算額が21億8,898万4,974円となっております。歳入歳出差引額2億

8,731万8,791円につきましては、今定例会にその全額を計上してございます。補正予算でご審議をよろしく願います。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明が終わりました。

認定第3号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第4、認定第3号 平成18年度美郷町老人保健特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（辻 一志君） 老人保健特別会計の決算についてご説明いたします。

平成14年になりますけれども、老人保健法の改正がございまして、当時70歳からとなっていた加入年齢が1年ごとに1歳ずつ引き上げてきたことによりまして、加入者数は17年度に比べまして200人ほど減少しております。また、同時に、医療保険者が老人保健の加入者数などに応じて拠出する支払基金と、それから国や県、市町村、広域との負担割合も当時7割3割でございましたけれども、14年10月から1年ごとに見直しされておまして、18年10月には基金が5割、公費が5割になっております。国、県、市町村の負担割合が高くなっております。

それでは、歳入からご説明いたします。

161ページ願います。

歳入につきましては、支出額に応じて基金、公費それぞれの負担割合が決まっておりますので、過不足が生じた場合には翌年度に精算されます。

1款の支払基金の負担割合ですけれども、先ほど申し上げましたとおり医療諸費の5割、12分の6ということになっております。

それから、2款の国庫支出金ですが、こちらは負担割合が12分の4でございます。

続きまして、次のページ、3款県支出金でございますけれども、県の方の負担割合は12分の1になっております。

それから、4款繰入金ですけれども、これは町の負担分ということで一般会計から繰り入れるものでございますけれども、負担割合は県と同じ12分の1ということになっております。これによって国、県、町の負担割合が12分の6ということになっているものです。

それから、6款の諸収入でございますけれども、交通事故等を原因とする第三者行為による納付金でございます。

以上、歳入合計ですけれども、24億7,583万5,854円でございます。

164ページ、歳出でございます。

1款1項1目の医療給付費ですけれども、前年度決算額に比べまして約5.8%の減になっております。

それから、2目医療費支給費ですが、ほぼ前年並みになっております。

それから、3目の審査支払手数料ですけれども、前年度比較で6.3%の減になっております。

それから、2款の諸支出金ですけれども、1目の償還金は17年度分の支払基金交付金等の精算によるものでございます。

これによりまして、歳出合計ですけれども、24億8,125万4,566円でございます。

160ページ、ちょっと戻っていただきたいと思っております。

歳入歳出の差引額で、歳出に対し歳入が541万8,712円不足しておりますけれども、これにつきましては19年度歳入を繰り上げ充用してございます。以上です。

議長（伊藤福章君） これで老人保健特別会計歳入歳出決算の説明が終わりました。

認定第4号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第5、認定第4号 平成18年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 説明を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） それでは、簡易水道特別会計の歳入歳出についてご説明いたします。

170ページをお願いいたします。

1款1項1目1節でございますが、これは55件分の加入者負担金及び消火栓の設置費負担金として13基分でございます。

2款1項1目でございます。1節、これは水道の使用料現年度分でございます。未納者につきましては114戸となっております。

2節につきましては使用料の滞納繰越分で、収入106カ月分でございます。

2項1目でございます。1節工事業業者指定登録手数料で5件分でございます。

2節は接続工事完成検査手数料80件分でございます。

3節は31件分の督促手数料でございます。

3款1項1目1節につきましては、六郷東部地区簡易水道事業実施に伴います補助金でありまして、10分の4の補助率でございます。

4款1項1目1節、これは基金利子でございます。

171、172ページにかけてでございます。

5款1項1目1節、これは一般会計からの繰入金でございます。

6款1項1目1節、これは17年度決算によります繰越金でございます。

7款1項1目1節、これは30件分の延滞金が収入になってございます。

2節、3節はございません。

2項1目1節、これは預金利子でございます。

3項1目はございません。

2目1節でございますが、これは大坂橋、寺田橋の水道管転架工事に伴う補償金でございます。

2節は諸費税の還付金でございます。

8款1項1目1節でございますが、これは六郷東部地区簡易水道事業実施に伴います起債でございます。

174ページ、歳出でございます。

1款1項1目でございますが、主なものといたしましては人件費のほか、メーター検針のための委託料12名分など、事務的経費でございます。

175から176ページでございます。

2項1目、これは町内13地域の簡易水道施設の維持に要した経費でございます。

15節につきましては、大坂橋の水道転架工事でございます。

3項1目でございます。これは六郷東部地区の簡易水道事業実施に伴います13節の測量設計委託料、15節の水道管布設工事で2,986メートルの水道管の布設工事を実施しております。

2目でございます。これは15節の寺田橋への水道転架工事、町道大坂善知鳥外川原線改良工事に伴います水道管移設工事と、それに伴います測量調査委託料が主なものでございます。

2款1項1目23節は水道事業償還元金でございます。

2目23節は償還金の利子でございます。

予備費につきましては支出はございませんでした。

178ページをお願いいたします。

今決算におきます歳入歳出の実質収支額は1,352万2,000円でございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の説明が終わりました。

認定第5号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第6、認定第5号 平成18年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長）

議長（伊藤福章君） 説明を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） それでは、下水道事業特別会計歳入歳出についてご説明いたします。182ページをお願いいたします。

1款1項1目1節でございます。これは704名分の受益者負担金でございます。

2節は滞納繰越分98件分でございます。1節、2節の未納戸数につきましては123戸となっております。

2款1項1目1節でございますが、下水道の使用料現年度分でございます。未納者につきましては16戸となっております。

2節につきましては水道料の滞納繰越分5件分であります。収入未納は7戸となっております。

2項1目1節でございますが、これは工事事業者登録指定手数料5件分でございます。

2節につきましては197戸分の督促手数料でございます。

3款1項1目1節でございます。これは六郷地区下水道工事実施に伴います国の補助で、補助率が2分の1でございます。

4款1項1目1節、これは一般会計からの繰入金でございます。

183、184ページでございます。

5款1項1目1節、これは17年度からの繰越金でございます。

6 款につきましては、1 目はございません。

2 目は預金利子、3 目は消費税の還付金でございます。

7 款 1 項 1 目 1 節から 4 節までは事業実施に伴う借入金でございます。

次に、186 ページ、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目でございます。本目につきましては人件費が主なものでございます。

187 から 188 ページでございます。

2 項 1 目でございます。本目は町内 243 カ所、これは六郷地区でございますが、243 カ所の真空弁、真空ポンプ場の管理委託修繕費及び使用料徴収等に関する事務経費と、19 節の主なものは流域下水道事業管理費負担金が主なものでございます。

3 項 1 目でございます。本目につきましては 15 節の六郷地区の下水道管敷設工事及び工事実施に伴う測量設計、地質調査が主なものでございます。

また、19 節につきましては、大曲処理区の単架施設工事実施のための負担金でございますが、一部設計変更により工事日数の関係から繰越明許となっております。

2 款 1 項 1 目につきましては借入金の元金でございます。

2 目は償還金の利子でございます。

3 款の予備費の支出はございません。

190 ページでございますが、今決算におきます歳入歳出の実質収支額は 749 万 2,000 円でございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明が終わりました。

認定第 6 号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第 7、認定第 6 号 平成 18 年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 説明を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） それでは、農業集落排水事業特別会計歳入歳出についてご説明いたします。

194 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目 1 節でございます。これは 2 件分の新規加入による分担金でございます。

2 款 1 項 1 目 1 節につきましては使用料の現年度分でございます。未納につきましては 22 戸となっております。

2 節につきましては使用料の滞納繰越分で、68 カ月分でございます。

2 項 1 目 1 節でございますが、これは督促手数料 29 件分となっております。

3 款 1 項 1 目でございます。これは基金利子が収入となっております。

4 款 1 項 1 目 1 節でございますが、これは一般会計からの繰入金でございます。

5 款 1 項 1 目 1 節につきましては、17 年度決算によります繰越金でございます。

195 から 196 ページでございます。

6 款 1 項 1 目 1 節でございますが、これは 17 件分の延滞金の収入でございます。

2 目、3 目はございません。

2 項 1 目 1 節は預金利子でございます。

3 項 1 目 1 節は県道角館六郷線の歩道設置工事に伴います公共升の移転補償費でございます。

2 節はございません。

7 款 1 項 1 目 1 節は事業実施に伴います借入金でございます。

198 ページお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目につきましては、これは人件費のほか、後三年、飯詰地区集落排水事業建設時の償還金補助が主なものでございます。

199 から 200 ページにかけてでございます。

2 項 1 目、本目は町内 6 施設の維持管理に要した経費でございます。

15 節につきましては一丈木地域の集落排水施設の機械制御システム取りかえ工事であります。

2 款 1 項 1 目でございます。これは借入金償還元金でございます。

2 目は借入金の償還金の利子でございます。

3 款の予備費はございませんでした。

201 ページでございますが、今決算におきます歳入歳出の実質収支額は 75 万 2,000 円でございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の説明が終わりました。

議案第53号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第8、議案第53号 美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（鈴木四郎君） ご説明申し上げます。

ふえ続ける家庭系ごみの減量化、資源化を図り循環型社会形成を目指すために、平成20年4月よりごみの有料化を行いたいということで、これらに伴います美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正いたしたくご提案申し上げます。

別紙をごらんいただきたいと思います。

美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

美郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

第47条を第50条とし、第30条から第40条までを3条ずつ繰り下げ、第29条の次に次の3条を加えるものといたします。

一般廃棄物処理手数料。

第30条 町長は、指定ごみ袋により排出される一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、指定ごみ袋の区分に応じ、別表に掲げる一般廃棄物処理手数料を徴収する。

2項でございます。

町長は、一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事務を、その指定するものに委託することができる。

一般廃棄物処理手数料の証紙による徴収でございます。

第31条 前条の一般廃棄物処理手数料は、地方自治法第231条の2第1項の規定に基づき、証紙による収入の方法により徴収する。

2項、証紙の種類は、30円、40円とし、その形式は規則で定める。

3項、前項に定めるもののほか、証紙の取り扱いに関する必要な事項は、規則で定める。

手数料の減免でございます。

第32条 町長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第30条に規定する手数料を減額し、または免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表第30条関係でございます。

一般廃棄物処理手数料、廃棄物の種類、単位、手数料、燃やせるごみ、大10枚が400円、小10枚300円、燃やせないごみ、大10枚が400円、小10枚が300円。

附則といたしまして、次のページをお願いいたします。

施行期日でございます。

1 この条例は、平成20年3月1日から施行する。ただし、証紙の町民への交付及び使用は平成20年4月1日とする。

次に、経過措置でございます。

2 平成20年6月30日まで、美郷町指定ごみ袋の規格等に関する要綱の規定により施行日において現に認定されている指定ごみ袋によって排出される燃やせるごみ及び燃やせないごみについては、従前のとおりとする。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（伊藤福章君） これにて議案第53号の説明が終わりました。

これにて昼食のため、午後1時まで休憩します。

（午前11時56分）

議長（伊藤福章君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

（午後1時00分）

議案第54号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第9、議案第54号 美郷町堆肥センター設置条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

農政課長（照井智則君） 議案第54号につきましてご説明いたします。

美郷町堆肥センター設置条例の一部改正についてお諮りするもので、現在建設中の堆肥生産施

設に美郷町堆肥センターの名称を使用するため、平成5年に六郷東根字瀧尻小字龍川に設置されました美郷町堆肥センターの名称を改めるものです。

なお、資料といたしまして配付いたしております議案資料集の新旧対照表をごらんください。

改正の内容でございますけれども、条例の題名を「六郷堆肥生産施設設置条例」とし、本則中の表記を「六郷堆肥生産施設」及び「生産施設」にそれぞれ改正するもので、改正は公布の日から施行するものでございます。以上です。

議長（伊藤福章君） これで議案第54号の説明を終わりました。

議案第55号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第10、議案第55号 美郷町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

農政課長（照井智則君） 議案第55号についてご説明いたします。

美郷町堆肥センターの設置及び管理に関する条例の制定についてお諮りするもので、現在千屋字相長根に建設中の堆肥処理施設の設置及び事業内容を定めるため条例を制定するものです。

本施設は、地方自治法で規定いたします指定管理者制度を適用し、一般からの公募による指定管理者に管理を委託し、より効率的な管理運営を行い、有効活用を図ることとするものでございます。

それでは、別紙に従いましてご説明いたします。

第1条は、設置目的を定めるもので、畜産環境の改善だけではなく、土壌還元により農業振興を図ることを目的としております。

第2条は、名称と位置を定めるもので、名称を「美郷町堆肥センター」とし、位置は美郷町千屋字相長根132番地20としております。

第3条は、堆肥センターで実施する事業を定めるもので、家畜排泄物の処理及び生産物の販売、その他目的達成に必要な事業としております。

第4条は、施設の概要を定めるものでございます。

第5条は、管理について定めるもので、地方自治法の規定により指定管理者に管理を行わせる

こととするものでございます。

第6条、第7条は、指定管理者が行う業務と協定の締結について定めるものでございます。

第8条及び第9条は、堆肥センターの休業日と稼働時間を定めるものでございます。休業日は日曜日、祭日と8月13日、12月31日とし、稼働時間は午前8時30分から午後4時30分までとするものでございます。

第10条、第11条、第12条は、利用の承認、利用の不承認、利用承認の取り消しを定める内容でございます。

第13条は、施設の利用料金を定めるもので、利用料金は別表のとおり軽トラック1台210円以内、2トントラック1台840円以内、4トントラック1台1,680円以内とするもので、積載装置により利用者に不利益を与えないよう「以内」として利用料金を設定するものでございます。

第14条は、利用料金の収受につきまして、第15条は、利用料金の承認について、第16条につきましては利用料金の減免について、また、第17条は、利用料金の返還について、地方自治法の規定に基づき定めるものでございます。

第18条は、委任事項を定めたもので、施行に関し必要な事項は町長が別に定めることとするものでございます。

なお、条例の施行は平成20年4月1日から施行するとするものでございます。以上です。
議長（伊藤福章君） これで議案第55号の説明が終わりました。

議案第56号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第11、議案第56号 平成19年度美郷町一般会計補正予算第4号についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長（深澤 廣君） ご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

最初に、債務負担行為の補正についてご説明いたします。

内容は、住民基本台帳ネットワークシステム機器の更改で、期間は平成20年度から24年度までの5年間、限度額は1,873万円となります。現在使用している住民基本台帳ネットワークシステム

は平成13年度から14年度にかけて導入した初期導入機器で、システムの安定運用並びにセキュリティ維持を目的におおむね5年を経過するものについて機器の更新をするものです。

続きまして、8ページをお願いします。

歳入のご説明をいたします。

9款1項1目1節は普通交付税を充当いたします。

12款1項1目1節外殻団体事務室使用料の減額でございますが、これは千畑土地改良区が4月に町の施設から引っ越ししたため、11カ月分を減額するものでございます。

2項2目2節有料ごみ袋交付手数料ですが、これはごみ袋を販売してもらう店舗へのごみ袋売り上げ代金でございます。

13款2項1目1節地域生活支援事業費補助金ですが、これは町が地域生活支援事業として実施している訪問入浴や移動支援等の対象者や利用時間の増によるものです。

その次のページの最初にあるのも全く同じ内容でございます。

次の14款2項4目2節あなたと地域の農業夢プラン応援事業費補助金ですが、これは当初予算で措置した以降の追加分となります。

二つ目の「地域で創る水田農業」支援事業補助金ですが、これは今までは町に交付されておりましたが、美郷町水田農業推進協議会に直接交付されることになったため減額するものです。

三つ目の地域提案型農業法人育成事業交付金ですが、これは農地の利用集積と農業経営の複合化を推進する農業法人を支援する県の事業で、スカイマックス千畑に交付されます。菌床シイタケ栽培施設の規模拡大に充てられます。

次の15款2項3目1節生産物売払収入ですが、町有林の間伐材の売り上げ代金となります。歳出で再度ご説明いたします。

18款繰越金は、前年度繰越金です。

19款4項2目1節包括支援事業受託収入ですが、これは介護予防事業で実施する配食サービスの対象者増によるものです。

雑入の造林地保育事業補助ですが、これは仏沢地区外2カ所の町有林の森林整備に対する補助で、仙北東森林組合から入ってきます。歳出で再度ご説明いたします。

次に、歳出をご説明いたします。

2款1項1目9節の特別旅費でございますが、これは10月24日から10日間、県市町村振興協会による海外研修が実施されます。職員を1人派遣したいと考えておりますので、その旅費です。

次の庁用器具費ですが、これは広報取材用のカメラ1台分でございます。今1台ありますが、行事が重なったときなどに非常に不便を感じている状況にありますので、もう1台準備したいということになります。

次の町有林保育事業委託料ですが、これは先ほど歳入で2カ所歳出でご説明するとおっしゃった部分でございます。今国で里山エリア再生交付金事業というのがございます。これは森林環境の整備などを目的としたもので、事業期間は19年度から23年度までの5年間となります。この事業を利用して間伐を中心とした町有林の整備をしたいと考えております。場所は千畑地区の仏沢、大平、それから六郷地区の湯尻の3地区で、面積は32.3ヘクタール、事業費は843万2,000円を予定しております。事業主体は仙北東森林組合となります。この事業により847万4,000円の収入を見込んでございます。これは歳入の方に2カ所に分けて計上してございます。

内訳ですが、補助金として407万4,700円、補助割合は事業費の半分ということになってございますが、一部森林保険が控除されますので14万円ほど少なくなります。それから、間伐材の売り上げで440万円ほどを見込んでございます。間伐材の売却は仏沢地区のみとなります。この地区から800ないし1,000立方メートルが可能なこと、それから、土場の相場で1立方メートル当たり5,500円から6,000円を見てございます。売却料、相場とも最低のところを算出してございます。販売ですが、製材業者を対象にして入札となります。

今事業にあたる理由なんです、森林整備には多額の経費を要するため財政上対応できなかったこと、今事業を予定している場所は密集のため間伐が緊急に必要な状況にあることという状況の中で好条件で対応できると考えました。

次へいきます。四つ目の庁用器具費ですが、これは業務用パソコンの更新で、23台分となります。

その次の費用弁償ですが、交通指導隊の国体開催時の出務分の追加となります。

それから、その次の修繕料ですが、これは街路灯です。

次の2項1目1節……、失礼、これは省略します。

3款1項2目13節の委託料ですが、二つありますが、いずれも町が地域生活支援事業として実施しているもので、訪問入浴事業の方は利用者の増加、それから移動支援事業の方は利用時間の増加によるものです。

次の更生訓練給付費ですが、これは対象者の増加によるものです。

それから、その下の地域自立生活支援事業委託料ですが、歳入でご説明した配食サービスの利

用者増によるものです。

12ページお願いします。

2項2目23節返還金ですが、18年度の児童手当交付金の精算によるものです。

その下の手数料ですが、これは「児童健全育成推進財団」というのが東京都にありまして、ここでは少額の手数料を負担するだけで遊具を設置してくれます。今回六郷保育所にすべり台とシーソーの配分を受けましたので、3万5,000円の手数料2件分を必要とするものです。

次の一般塗装工事ですが、これはもとだて児童館の屋根の塗装です。

一つ飛びまして、4款2項1目の清掃費ですが、11節、12節、13節はごみの有料化対策に要する経費で、11節は販売店の表示費用、12節はごみ袋の販売手数料、13節はごみ袋の制作費となります。

次のごみ集積施設設置補助金ですが、これは仙南の野際地区、六郷の新町地区の2カ所となります。

次のページ、6款1項3目の19節、最初の補助金ですが、これは歳入でご説明したスカイマックス千畑への補助金です。

二つ目の「地域で創る水田農業」支援事業費補助金ですが、歳入でご説明したとおり直接協議会へ入るため減額するものです。

それから、三つ目の夢プラン応援事業費補助金ですが、年度当初以降の追加分となります。

次の5目農村整備費ですが、7節、11節、14節は農地・水・環境保全向上活動支援事業に要する事務的経費で、14節はコピー機の借り上げとなります。

それから、19節の土地改良事業償還金ですが、平成18年度末で債務負担行為をしているものが74件あります。その一部を繰り上げ償還したいというものです。町長の招集あいさつにもありましたように、平成18年度の実質公債費比率が19.5%となっております。地方債の借り入れは平成18年度から従来の許可制度から協議制度へと移行しており、地方債の発行については各自治体の自主性を尊重する制度となっております。しかし、これに伴い実質公債費比率に新しい指標が導入されまして、その比率が18%を超える団体については地方債の発行について許可が必要となるなど制限が加えられることとなっております。今ご説明したとおり、平成18年度の比率が18%を超えたため、当町でも現在18%を超えた自治体に課せられる公債費負担適正化計画の策定準備を進めているところです。計画の中では今後の地方債の発行状況や償還見込み額のほか、公債費以外の財政負担である債務負担行為のあり方についても見直しを進めることとなっております。こ

のようなことから、将来の財政負担を少しでも軽くするために一部繰り上げ償還をしたいと考えてございます。

続きまして、その下の国庫補助金返納金でございますが、去年4月に実施された国の会計検査において、国庫補助を受けてつくった水上農村公園内に消防ポンプ庫が設置されているため、その面積分の補助金を返還するものです。

一番下になりますが、7款1項1目の商工総務費ですが、8節、11節、13節は10月28日に横手ふるさと村で実施されます「後三年の合戦歴史資産を考える集い」に要する経費です。8節はパネラーに対する謝礼、13節は音響施設設置の委託料となります。

次のページをお願いします。

3目12節の手数料ですが、これは雁の里ふれあいの森キャンプ場の腐朽木10本の伐採に要する経費です。

8款2項2目道路維持費ですが、13節の道路維持補修委託料ですが、町道の草刈りはこれまで一部についてはシルバーバンクに委託しておりましたが、今年度は委託ではなく作業員を雇用して対応しておりますので、7節へ組み替えするものです。

11節の燃料費ですが、道路維持用のトラックや草刈り機の油代に不足を来しているため補正をするものです。

次の3目13節委託料ですが、町道仙南線及び下七滝1号線の改良工事に伴う分筆所有権抵当移転登記費用です。経費の一部として次の測量調査委託料を充ててございます。

次の一般土木工事ですが、町道12路線の改良工事などです。

その次の土地購入費ですが、仙南線及び二ツ柳大久保線の改良に伴うものです。

その次の補償金ですが、仙南線改良に伴い電柱の移転補償費でございます。

15ページをお願いします。

9款1項2目非常備消防費でございますが、11節、13節、19節は防災行政無線の整備を主要事業としたまちづくり交付金事業の要望に向けた準備作業をしておりますが、それに要する経費です。13節の設計監理委託料は地域の防災センターといったような施設の概要設計となります。

次の11節の修繕料ですが、これは消防積載車の修繕料で、4台分です。

10款1項2目の8節報償金ですが、学校教育の将来構想検討委員会を3回予定しておりましたが、検討期間を来年3月まで延ばし検討会も2回追加したいというものです。

それから、11節の需用費ですが、将来構想の概要版印刷を外注する予定でしたが、自前で作成

することによる減額です。

次の2項1目15節の施設整備工事ですが、これは高圧受、受けるということですが、高圧受変電設備等の交換で、千畑南小、仙南東小、六郷小学校が対象です。

次の3項1目14節機器借上料ですが、これは六郷中学校の大規模改修工事を実施しておりますが、暖房設備が3年目に予定されておりますので、校長室や職員室などはそれまで暖房設備がないため、暖房器具を借りることになります。

それから、15節、18節はいずれも六郷中学校で、15節はブラインドの設置、18節は職員室の書棚の購入となります。

16ページをお願いします。

19節生徒派遣費等補助金ですが、六郷中学校が10月に開催されるマーチングバンド東北大会に出場予定であることなど、今後の派遣費に不足が見込まれるため補正するものです。

5項1目14節事務機器借上料の減額ですが、これは社会教育課が六郷公民館に移転しましたので、当初予算で措置した分を次の11節の消耗品に組み替えするものでございます。

それから、11節の修繕料ですが、六郷公民館の消火栓設備及び自家発電機などの修繕料です。

15節の一つ目、給排水冷暖房衛生設備工事ですが、これは六郷公民館のボイラーの給水ポンプの取りかえとなります。

それから、二つ目の施設設備改修工事ですが、これは学友館において乳児連れの来館者が多くなっておりますので、ベビーシートを設置したいというものでございます。

次の6項2目14節、15節ですが、15節の方は六郷体育館の下水道接続工事費となります。

そして14節は接続後の使用料ということになります。

それから、12款1項1目と2目でございますが、償還金元金はこれは市町村振興基金の償還金ですが、当初予算編成時には額が未確定のため、今回の補正となりました。

次の償還金利子ですが、これも当初予算編成までに額が確定していなかったものでございます。以上です。

議長（伊藤福章君） これで議案第56号の説明が終わりました。

議案第57号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第12、議案第57号 平成19年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長(辻一志君) それでは、国民健康保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

歳入からご説明いたします。

5ページお願いいたします。

1款1項の国保税でございますけれども、今年度税率を据え置きましたので税の調定額をもとに減額しております。一般被保険者分では前年度最終予算と比較いたしまして4.7%の減、介護分も同様に4.7%の減になってございます。

また、退職分でございますけれども、被保険者数の増加に伴いまして前年度と比較いたしまして医療分で19.1%の増、介護分でも13.7%の増になってございます。

9款1項1目繰越金でございますけれども、1目の療養給付費等交付金繰越金につきましては、退職の医療給付に充てられる療養給付費等交付金の精算によるものでございます。精算の財源になるものでございます。

2目はその他の繰越金で、18年度からの繰越金でございます。

6ページお願いいたします。

歳出の方でございますが、3款1項1目老人保健医療費拠出金につきましては、現在拠出金の確定に伴うものでございます。老人保健の方の医療費が抑制されている関係で、前年度に比べまして15%の減になってございます。

2目の事務費も確定に伴うものでございます。

それから、4款介護納付金でございますけれども、これも納付金の確定に伴うものでございます。前年度予算に比較いたしまして7.4%の減になっております。

続きまして、9款の諸支出金でございますけれども、これは前年度の精算に伴う返還金でございまして、療養給付費等負担金返還金につきましては国庫への返還、その下、療養給付費等交付金返還金につきましては退職者医療に伴う返還金でございます。

10款の予備費に繰越金の残額を置いてございますけれども、今後の医療費の動向を見きわめながら適切に対処したいと考えております。

以上によりまして、歳入歳出に4,015万円をそれぞれ追加いたしまして、総額24億8,219万9,000

円となっております。以上です。

議長（伊藤福章君） これで議案第57号の説明が終わりました。

議案第58号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第13、議案第58号 平成19年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） それでは、議案第58号についてご説明いたします。

初めに、歳入、5ページをお願いいたします。

5款1項1目でございますが、これは18年度決算において繰越金が生じたことに伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

6款1項1目でございますが、これは18年度の繰越金が確定したことによります増額でございます。

次に、6ページ、歳出でございます。

2款1項2目でございますが、これは18年度の借入金の確定によります償還利子分として増額になったものでございます。

今回の補正によりまして、歳入歳出予算に109万5,000円を追加いたしまして4億8,970万2,000円とするものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで議案第58号の説明が終わりました。

議案第59号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第14、議案第59号 平成19年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） それでは、議案第59号についてご説明いたします。

5 ページをお願いします。

歳入でございます。

4 款 1 項 1 目でございますが、これは18年度決算におきまして繰越金が生じたことに伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

5 款 1 項 1 目でございますが、これは18年度の繰越金が確定したものでございます。

次に、6 ページでございます。

歳出、2 款 1 項 1 目23節につきましては、18年度の借入金の確定によります償還元金の増額でございます。

2 目につきましても借入金の確定によります償還利子の増額でございます。

今回の補正によりまして、歳入歳出予算に391万2,000円を追加し、2 億149万5,000円とするものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで議案第59号の説明が終わりました。

議案第60号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第15、議案第60号 平成19年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） 議案第60号についてご説明いたします。

初めに、歳入、5 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目 1 節でございますが、これは18年度借入金確定に伴います償還元金及び償還利子として一般会計から繰り入れるものでございます。

2 項 1 目でございますが、これは一丈木地区処理場のブロワー取りかえ工事が必要なため、財源として基金から繰り入れるものでございます。

5 款 1 項 1 目でございますが、これは18年度の繰越金が確定したことによります減額でございます。

次に、6 ページでございます。

歳出、1款2項1目につきましては、13節精査によります減額でございます。

15節につきましては、一丈木地区処理場のブローター取りかえ工事のための増額でございます。

2款1項1目につきましては、18年度の借入金の確定による償還元金の増額でございます。

2目につきましても借入金の確定によります償還金利子の増額でございます。

今回の補正によりまして、歳入歳出予算に314万9,000円を追加し、2億1,553万円とするものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで議案第60号の説明が終わりました。

散会の宣告

議長（伊藤福章君） 以上、説明がすべて終わり、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

明日午前10時本会議を再開いたします。

ご苦労さまでした。

（午後1時36分）